



## 「安全衛生推進者養成講習」実施のご案内

労働者数50人未満の事業場については、労働安全衛生法により、安全衛生推進者の選任が義務づけられております。職場の労災事故の防止や健康確保並びに快適職場形成に必要な知識を持った安全衛生推進者を選任し、的確に職場のリスクを把握し、安全衛生管理をすることが重要です。

このため、安全衛生推進者養成講習会を下記により開催しますので、ご案内致します。

なお、下記の「対象事業場」欄の業種以外の業種で衛生推進者の選任が求められる業種につきましても、非工業的業種における災害多発傾向に鑑み、安全管理手法の補強のため、当講習の受講をお勧めします。

対象事業場	* 常時使用する労働者数が10人以上50人未満の規模で下記業種に該当する事業場 製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売・小売業、家具・建具・じゅう器卸売・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 (注) これらの業種に該当しない事業場は、『衛生推進者』の選任が必要です。		
講習科目	(1) 安全管理 (2) 危険性および有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等 (3) 作業環境管理と作業管理	(4) 健康の保持増進 (5) 安全衛生教育 (6) 安全衛生関係法令	
講習日時	【受付】午前9時20分～9時40分 【オリエンテーション】午前9時40分～ 【講習】午前9時50分～		
講習会場 〔2日間〕 9時20分受付 【遅刻不可】	第1回 令和4年7月11日(月)・12日(火) 第2回 令和4年12月21日(水)・22日(木) 講習時間 【1日目】9:40～16:20 【2日目】9:40～16:30	会場 高崎市産業創造館 高崎市下之城町584番地70	
受講料金	会員事業場	11,500円 (受講料(税別)9,882円+消費税+テキスト代(税込)630円) *テキスト代は協会が一部負担	
	非会員事業場	12,300円 (受講料(税別)9,882円+消費税+テキスト代(税込)1,430円)	
	*会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。 *講習開始日の10日前までの申込取消は、受講料金を返金(振込の場合には手数料控除)致します。		
申込方法	① お申込みの前に電話で予約し、「予約番号」をお取りください。 ② 予約番号取得後、早めに裏面の申込書をご提出ください。提出はご持参のほか、郵送・FAXでもかまいません。講習日の10日前までに提出がない場合には、予約取消となります。 ③ 受講料金を下のいずれかの方法により、事前にお支払いください。郵送、銀行振込の場合には受講日の10日前までにお願いします。 【ご持参】当協会事務所にてお支払いください 【郵送】現金書留にて郵送ください 【銀行振込】振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 *振込手数料はお申込者にてご負担ください		
申込先 (問合せ先)	群馬労働局登録講習機関 一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 TEL 027-323-9847 FAX 027-327-9015 ※当協会にお越しの場合は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認のうえお越し下さい。		
募集人員	72名 *新型コロナウイルス感染防止のため、当の間54名に縮小して実施していますが、感染状況によりさらなる縮小や中止する場合があります。		
修了証	・法令で定められた全科目・全講習時間を受講された方に【安全衛生推進者修了証】を交付します。 *遅刻等所定の講習時間に満たない場合には修了証は交付できません。		
その他	・2日間とも受講券・筆記用具を持参して下さい。		

予約番号

# 「安全衛生推進者養成講習」受講申込書

受講番号

令和4年 7月11・12日      令和4年 12月21・22日

(注)受講する講習に○印を付記してください。

●記入はボールペン・万年筆等を使用し、楷書でご記入下さい。

受講者	フリガナ	生年月日	( 歳 )
	氏名	昭和 平成	年 月 日
受講者	現住所 〒 -	電話	- -
	都道府県	市区郡	携帯
事業場	区分	・会 員 — 高崎労働基準協会 ・非会員 ( ) 労働基準協会 (注)該当項目に○印又はご記入願います	労働者数
	会社名	業 種	
	所在地 〒 -	代表者名	電 話
	連絡担当者	部 課	FAX

一般社団法人 高崎労働基準協会 会長 殿

◎ご記入いただいた受講者の個人情報は、当協会において責任を持って管理いたします。

昼食(500円当日払い) 希望する・希望しない

\*希望の有無は概数把握のためです。必要な方はあらかじめ当日受付にて釣り銭の要らないように代金をお支払いください。

## 受 講 券 (安全衛生推進者養成講習)

一般社団法人 高崎労働基準協会

遅刻・早退等の場合は、法定の講習時間が未了となり、修了証が交付できませんので、ご注意ください。

フリガナ	
受講者名	
事業場名	

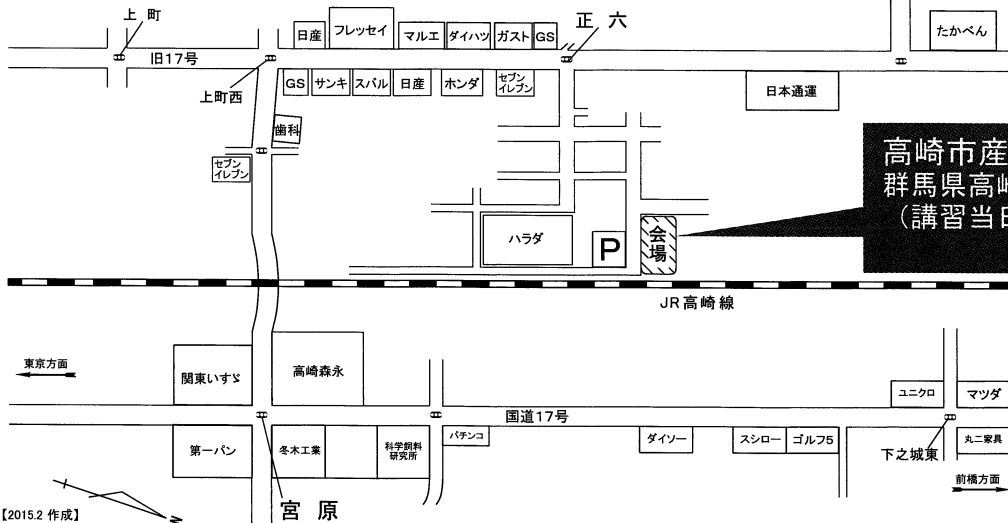
協会印	受講番号	昼食
		要・不要

●注

- この受講券を第1日・第2日とも会場受付へ提示してください。
- 2日間とも9時40分までに受付を済ませ、着席して下さい。【遅刻不可】
- 当日欠席または遅刻により受講不可となった場合は、受講料は返金しません。
- 昼食の斡旋を希望された方は、釣り銭の要らないように小銭をご用意下さい。

講習日時	1 日 目 (9:40~16:20)	2 日 目 (9:40~16:30)
令和4年 7月11・12日		
令和4年 12月21・22日		

→ 受講日に○印を記入。



高崎市産業創造館  
群馬県高崎市下之城町584-70  
(講習当日の連絡先)  
090-9803-9847